

「地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進」への取組状況及び今後の方針

1 取組状況

(1) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進（施策番号 15）

犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じて、地方公共団体に対して、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請している。

	見舞金制度の導入	貸付金制度の導入
平成 23 年 4 月 1 日現在	56 市町村	2 県 5 市区町
平成 26 年 4 月 1 日現在	2 政令指定都市 96 市町村	2 県 7 市区町

※ 潮来市の見舞金制度は、海外での犯罪被害者等のみを対象としている。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保（施策番号 27）

犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じて、地方公共団体に対して、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請している。

	(制度あり／全体数)	抽選によ らず入居	入居要件 の緩和	抽選倍率 の優遇	その他
平成 26 年 4 月 1 日現在	都道府県 (41/47)	9	7	29	14
	政令指定都市 (11/20)	5	3	6	4
	市区町村 (171/1, 722)	51	46	48	57
うち平成 23 年 4 月 以降に開始したもの	都道府県 (4/47)	1	1	3	1
	政令指定都市 (4/20)	2	2	1	0
	市区町村 (58/1, 722)	15	22	11	21

※重複計上あり

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等（施策番号 141、142）

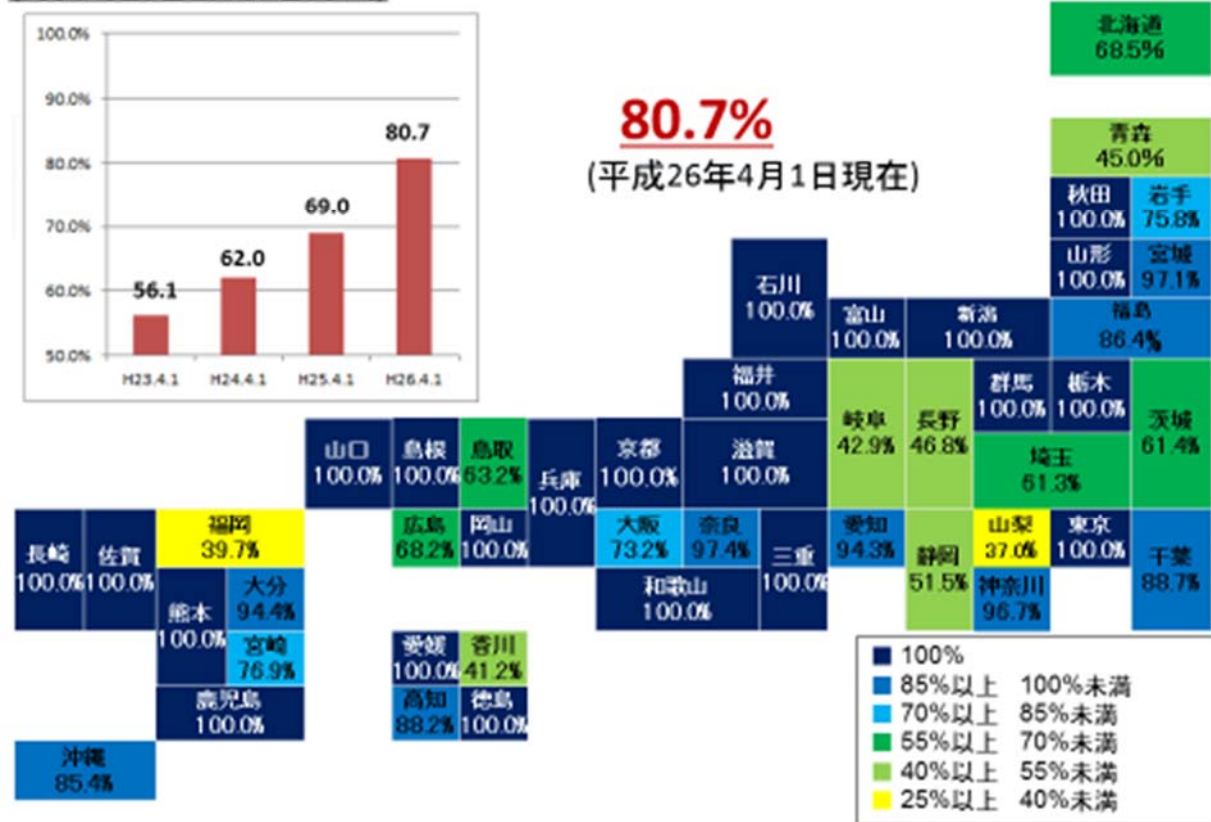
犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会など様々な機会を通じて、地方公共団体に対して、犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口の設置を要請している。

	市区町村数 (政令指定都市を除く)	施策担当窓口部局	総合的対応窓口
平成 23 年 4 月 1 日現在 ^注	1,728	1,584 (約 92%)	970 (約 56%)
平成 26 年 4 月 1 日現在	1,722	1,691 (約 98%)	1,390 (約 81%)

注1：岩手・宮城・福島の数値は、平成 22 年 4 月 1 日現在で計算

注2：区は東京 23 区を指す（政令指定都市内の区は含まない。）。

市区町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況
(政令指定都市を除く)



平成 20 年に「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布した上で、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会など様々な機会を通じて、地方公共団体に対して「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等を働きかけている。

(4) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進（施策番号 209）

地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じて、地方公共団体に対して、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し、連携の強化を図るよう要請している。

また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局を内閣府のホームページに掲載している。

(5) 地方公共団体における犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況

52 都道府県・政令指定都市、392 市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。このうち、21 都道府県・政令指定都市、81 市区町村において、犯罪被害者等に対する日常生活の支援が盛り込まれている。

(6) 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進等

地域における犯罪被害者等支援の促進を図ることを目的とした事業を平成 20 年度から実施しており、今年度までに、延べ 65 道府県・3 政令指定都市で実施。本年度の事業概要は、下記のとおり。

北海道	小学・中学・高校・特別支援学校・教育関係機関等の職員を対象とした研修会を実施。有識者（大学教授）が「犯罪被害と子どもの心理的支援」について基調講演を行うとともに、子どもが犯罪被害に遭った場合における学校での支援など「子どもの支援体制の整備」についてパネルディスカッションを実施。
秋田県	市町村、県、警察、犯罪被害者等早期団体の職員が意見交換を行うことにより、関係機関の連携を深め、犯罪被害者等の状況に応じた適切な施策を推進することを目的とした犯罪被害者等施策研修会を開催。内閣府職員、犯罪被害者及び犯罪被害者等早期援助団体職員がそれぞれ講義等を行うとともに、グループ討議を実施。
愛知県	犯罪被害者等支援実務担当者研修会を実施。他県自治体の犯罪被害者等支援体制を紹介するとともに、「地方自治体、警察、民間支援団体の役割と連携」についてパネルディスカッションを実施。
和歌山県	犯罪被害者支援出前講座として、社会福祉専門学校の生徒を対象とした講演を実施。また、「犯罪被害者等支援フォーラム」を開催し、有識者（大学教授）が「犯罪被害者に寄り添うこと」について基調講演を行うとともに、犯罪被害者等支援における社会福祉分野等の役割について「犯罪被害者等支援のために私たちができること」と題するパネルディスカッションを実施。
沖縄県	市町村の総合的対応窓口担当課のほか、保健所、児童相談所、市町村の児童家庭課等の職員を対象とした研修会を実施。精神科医が「被害者に接する際の留意点」について講演を行うとともに、DV及び性虐待の混合事例を用いてグループワークによるロールプレイを実施。
新潟市	市役所、警察、犯罪被害者等早期団体、関係機関等との連携を深め、犯罪被害者等の状況に応じた適切な施策を遂行することを目的とした犯罪被害者等施策研修会を開催。内閣府職員、警察職員及び犯罪被害者等早期援助団体職員が、それぞれ講義等を実施。

2 今後の方針

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置促進

総合的対応窓口が未設置の地方公共団体に対して、総合的対応窓口の必要性や、他の地方公共団体において総合的対応窓口が効果的に機能し、犯罪被害者等の被害軽減・回復に資した事例等を紹介するなどして、その設置を促進する。

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実促進

研修や内閣府が発信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じて、総合的対応窓口の職員に対して、犯罪被害者支援において有益な情報を提供するなどして、地方公共団体における総合的対応窓口の充実促進を図る。

また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応に関しては、区役所に区民相談窓口等の一般的な総合相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口等において、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な対応がなされるよう態勢の整備を促進する。

(3) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について、適切に情報提供を行うなどし、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進を図る。

(4) 社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実

一部の地方公共団体では、社会福祉士や臨床心理士等の専門職を採用し、様々な分野で、その活用を図っていることを踏まえて、地方公共団体に対して、犯罪被害者支援分野での専門職の活用の必要性や有効性を説明するなどし、犯罪被害者支援分野における専門職の活用を促進する。

また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と社会福祉協議会や臨床心理士会等の関係機関・団体との更なる連携・協力の充実を促進する。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進

各都道府県内における市区町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等を促進する。

また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、各地方公共団体で共有する。